

令和7年2月県議会

厚生常任委員会
報告事項

健康福祉部

目 次

1. 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について （健康危機管理課）	P 1
2. こどもまんなか熊本・実現計画の策定について （子ども未来課）	P 3
3. 熊本県社会的養育推進計画の改定（中間見直し）について （子ども家庭福祉課）	P 8

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

健康危機管理課

1 計画の趣旨

- 新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示すもの。
- 新型コロナウイルス感染症対応での課題や関係法令の改正等を踏まえ、令和6年7月に改定された政府行動計画に基づき、本計画の改定を行う。

2 計画の位置付け・期間

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に規定される都道府県行動計画として策定。
- 関係法令や政府行動計画等の見直し状況等を踏まえ、概ね6年ごとに改定（新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験をもとに、随時見直し）。

3 基本的な方針

(1) 対策の目的

- 県民の生命及び健康の保護
 - ・ 平時から医療提供体制の整備を推進し、患者に適切に医療を提供する。
 - ・ 感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくする。
- 県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟に対策を切り替える。

(2) 対策の基本的な考え方

- 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、対策の選択肢を示す。
- 発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、県民生活・経済に及ぼす影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定・実行する。

4 主な改定内容

- 各種対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、「準備期（平時）」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分。
- 対策項目を従来の6項目から13項目に拡充するとともに、準備期（平時）の取組みを具体化。
- 複数の対策項目に共通して取り組むべき横断的な視点として、「人材育成」「国及び市町村との連携」「DXの推進」を追加。

5 スケジュール

～11月	12月	1月	2月	3月
計画改定案 取りまとめ	12/11 厚生常任委員会 新型インフルエンザ等 対策協議会	12/23～1/21 パブリックコメント(意見なし)		3/13 厚生常任委員会 改定 公表

熊本県新型コロナウイルス等対策行動計画 – 新たな感染症危機への備え – 改定案（概要）

第1章 計画の概要

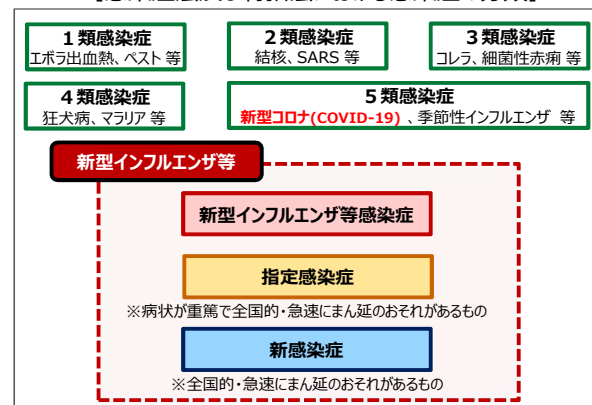
1 計画の趣旨・経緯

- 新型コロナウイルス等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画
- 平成17年(2005年)に策定し、平成25年(2013年)に従来の計画に見直し
- 新型コロナウイルス感染症対応の課題や関係法令の改正等を踏まえ、政府行動計画に基づき改定

2 計画の位置付け・期間

- 新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条に規定される都道府県行動計画として策定
- 県保健医療計画、県感染症予防計画、その他の関連する計画との整合を図る
- 今般の改定後は概ね6年ごとに改定
(新型コロナウイルス等が発生した場合は、その対応経験をもとに、随時見直し)

【感染症法及び特措法における感染症の分類】



第2章 基本的な方針

1 対策の目的

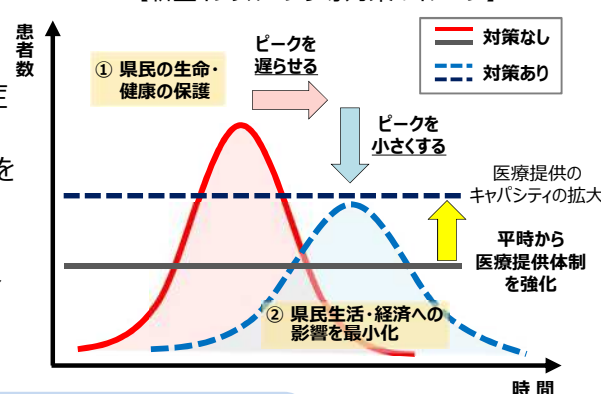
① 県民の生命及び健康の保護

- 平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者に適切に医療を提供し、重症者や死亡者を最小化する
- 感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等の期間を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減させる

② 県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟な切替えにより、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる
- 医療機関や事業者等におけるBCPの策定・実行等を通じて医療提供・業務の維持に努める

【新型コロナウイルス等対策のイメージ】



2 対策の基本的な考え方

- 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、**新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定**し、対策の選択肢を示す
- 発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、**人権への配慮、対策の有効性、県民生活・経済に及ぼす影響等を総合的に勘案**し、実施すべき対策を決定・実行

3 時期区分の想定

- 各種対策を切り替えるべきタイミングを明確化**するため、3つの時期区分を想定
- 発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切替え

準備期 (平時)	新型コロナウイルス等の発生前(平時)に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間
初動期	新型コロナウイルス等の可能性がある感染症を感知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく県対策本部を設置するなど、初動対応にあたる期間
対応期	国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

4 対策実施上の留意事項

- 平時の備えを充実**させ、訓練等により迅速な初動体制を確立する
- 対策を実施する際は、**基本的人権を尊重し、対策による制限は必要最小限**とする
- 感染症危機下の災害対応についても想定**し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を推進する
- 対策の実施に係る記録を作成・保存・公表 等

5 複数の対策項目に共通する横断的視点

① 人材育成

- 実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成

② 国及び市町村との連携

- 平時から役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築

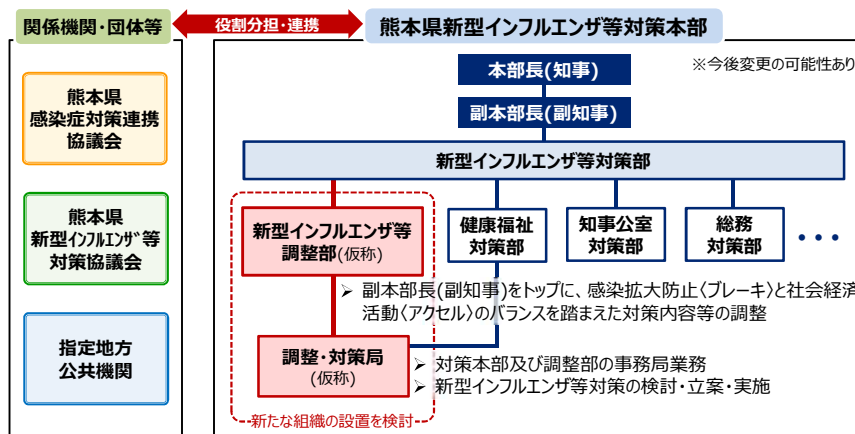
③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- 有事での活用も念頭に、平時業務におけるICT化等を着実に推進

6 計画の実効性確保

- 国内外の感染症の発生動向やそれらの対応状況、関係法令・計画等を踏まえ、**計画を定期的に見直し**
- 対策の実施体制を明確化**（対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等）
- 平時から関係機関との協議等を実施し、役割分担や連携体制を整理

【新型コロナウイルス等対策に係る実施体制（イメージ）】



第3章 各対策項目の取組み

- 新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、**対策項目を従来の6項目から13項目に拡充**
- 実践的な研修・訓練の実施、関係機関との役割分担の整理・連携体制の構築、医療提供体制の整備など、**準備期(平時)の取組みを具体化**

「県民の生命及び健康の保護」「県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の実現に向け、各項目の取組みを一連の対策として実施

新規項目

対策項目	概要	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	対策本部等の体制の明確化、有事の業務・必要人員等の整理 BCPの実行を含む有事体制への速やかな移行 県対策本部を中心とした対策の検討・立案・実施	準備	初動	対応
② 情報収集・分析	医療機関や社会経済活動の状況を把握する体制の整備 感染症の発生動向や特徴、病原体の性状に関する情報の収集 感染症の特徴等を踏まえた医療・社会経済活動への影響の分析	準備	初動	対応
③ サーベイランス	感染症の発生動向を把握する体制の整備 患者の全数把握をはじめとするサーベイランスの強化 収集した情報を踏まえたリスク評価に基づく対策の判断・切替え	準備	初動	対応
④ 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	基本的な感染対策等の啓発、有事の情報提供の在り方の整理 各種媒体を活用した迅速な情報提供・共有、偏見・差別の防止 科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に発信	準備	初動	対応
⑤ 水際対策	検疫所による水際対策の共有など連携体制の構築 発生国・地域への渡航や出張に関する注意喚起 国による水際対策の強化・変更・見直しの周知	準備	初動	対応
⑥ まん延防止	事業者等に対するBCP策定や感染拡大防止にもつながる取組みの勧奨 各種指標・データを活用した感染防止対策への協力の呼びかけ 感染症の特徴や発生状況に応じた個人・事業者・学校等への各種要請	準備	初動	対応
⑦ ワクチン	市町村を中心とした接種体制、役割分担の整理 国の実施方針に基づく接種体制の速やかな構築 県による大規模接種会場の設置検討・運営	準備	初動	対応
⑧ 医療	医療機関との協定締結による医療提供体制の整備 相談・受診・入転院に係る体制の整備 協定に基づく医療提供、入院・療養基準の機動的な運用	準備	初動	対応
⑨ 治療薬・治療法	計画的・安定的な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 新たな治療薬を円滑に配分する体制の整備 治療薬の流通管理、適正使用の呼びかけ、一般流通への移行	準備	初動	対応
⑩ 検査	民間検査機関等との協定締結による検査体制の確保 地衛研及び協定締結検査機関における検査体制の立ち上げ 検査体制の拡充、国の方針を踏まえた検査実施範囲等の周知	準備	初動	対応
⑪ 保健	保健所における有事の体制、業務、人員確保方法等の整理 有症状者等からの相談・受診調整を行う相談センターの設置 市町村や関係機関との役割分担・連携による感染症対応業務の実施	準備	初動	対応
⑫ 物資	計画的・安定的な個人防護具の備蓄、各種施設等への備蓄勧奨 医療機関における感染症対策物資の備蓄・配置状況の把握 関係機関と連携した感染症対策物資等の確保・配送	準備	初動	対応
⑬ 県民生活・経済 の安定確保	指定地方公共機関における業務計画の策定 事業者等に対するテレワークや時差出勤等の要請 感染症やその対策に影響を受けた事業者等への支援	準備	初動	対応

こどもまんなか熊本・実現計画の策定について

子ども未来課

1 目的

こども基本法第10条第1項の規定に基づく「こども計画」として、本県が目指す「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示すもの。

2 前回報告後の計画案策定の経過

幅広い年代から御意見を伺う「こども未来創造会議」（141名参加）、パブリックコメント（82名参加）、経済界・労働界と知事との意見交換会等で出された御意見を踏まえ、前回報告した中間整理に修正を加え、数値目標・指標を追記した。

No.	御意見の例	計画案への反映状況
1	「何らかの悩みや困りごとを抱えているこどもの割合は3分の1に及び」とあるが、大事なのは悩みを相談できる相手がいるかどうか。	「何らかの悩みや困りごとを抱えているこどもの割合」についての記載を「悩みを相談できる人がいると答えたこどもの割合」の記載に変更。
2	「生活の満足度が低いこどもの割合は19.7%」とあるが、全てのこども・若者が幸せに暮らすことに関する現状を記載すべき。	「生活の満足度が低いこどもの割合」についての記載を「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくあると答えた児童生徒の割合」の記載に変更。
3	校則の見直しを行う場合には、こどもの意見を聴いてほしい。	こどもの意見を聴取した上での校則の見直しについて計画に追記。
4	企業・団体に対して不妊治療と仕事の両立をしやすい環境整備を働きかけてほしい。	企業・団体に対して不妊治療と仕事の両立をしやすい環境の整備を働きかけていく旨を追記。
5	人手不足、物価高騰、賃金上昇などへの対策を強く講じていただき、中小企業・小規模事業者の振興を図っていく必要がある。	安心して働ける職場環境づくりの実現を下支えするため、中小企業・小規模事業者の支援を行っていく点等を計画に追記。
6	県としても必要な財源上の措置を講じる姿勢を示すべきではないか。	県として財政上の措置等を講じることについて計画に追記。
7	こどもの孤食率の低下を指標に加えてほしい。	指標に「週に4日以上保護者と夕食を食べるこどもの割合」を追加。
8	普段家事や育児をしない男性が育児をとっても手間が増えるだけなので、女性に男性の育児休暇満足度のアンケートを取ってほしい。	指標に「『お父さんは育児をしていますか。』の設問に対し『よくやっている』と答えた母親の割合（熊本市除く）」を追加。

3 スケジュール

3月下旬に策定完了、公表。計画策定後も、引き続き当事者・関係者の御意見を伺い、次年度以降の具体施策編とこども施策へ反映していく。

「こどもまんなか熊本・実現計画」（基本方針編）案の概要①



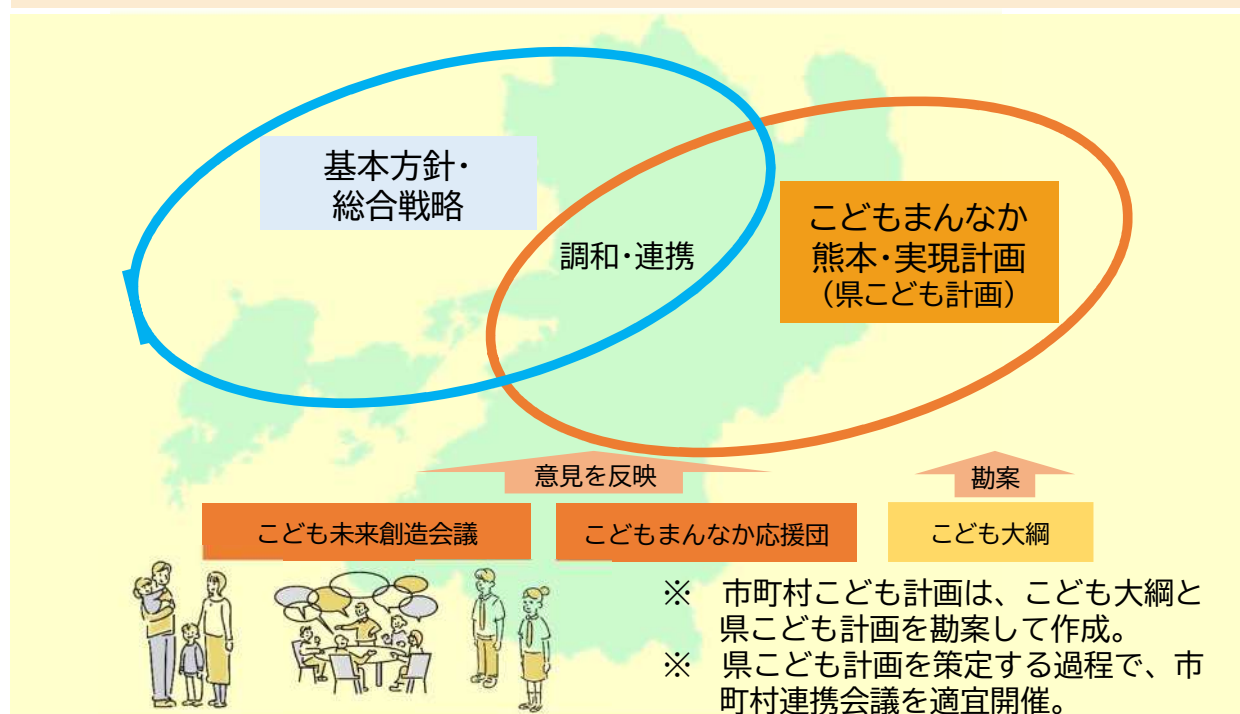
※中間整理から、パブコメ及びこども未来創造会議等で頂いた御意見を踏まえて下線部分を追記・修正(青字はその他の主な追記部分)。

1. 計画策定の趣旨

- こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示す。

2. 計画の位置づけ

- **こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画**
- 以下と一体のものとして策定
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画
- ※ **基本方針・総合戦略（令和6年度～令和9年度）と調和・連携**



3. 計画期間

5年間（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））

- ※ 子ども・子育て支援法第62条に基づく現行計画が令和6年度までであり、同法で5年を1期とすることが規定されている。
- ※ 基本方針・総合戦略の改定や国のこども大綱の見直しを踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行う。
- ※ 計画の構成は、今後5年程度を見据えた基本的な方針等を定める「基本方針編」と、これに基づき具体的に取り組む施策を中心にまとめる「具体施策編」の二部構成とし、「具体施策編」は毎年改定。

5. 計画が実現を目指す「こどもまんなか熊本」

- 本計画が目指す「こどもまんなか熊本」は、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取り組みを実施する熊本である。
- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援する。
- 結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変え、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

4. 本県の現状と課題

- (1) 本県のこどもの状況に関する留意事項
 - 悩みを相談できる人がいると答えたこどもの割合は72.6%、幸せな気持ちになることがよくあると答えた児童生徒の割合は小学校で47.2%（全国49.9%）、中学校で38.8%（全国40.9%）となっている。
 - 相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は13.3%であり、特にひとり親家庭は40.9%と高い。
 - 小学6年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは6.3%であり、うち頻度が「ほぼ毎日」なのは55.7%。
 - 令和5年度の県全体の児童虐待相談対応件数は2,739件で、過去最多だった令和4年度（2,764件）と同水準。
 - 児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしてきた方・現在生活している方のうち、「自分の生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と答えたのは41.7%に及び。
 - 令和5年度における小学校・中学校での1,000人当たりの不登校児童生徒数は40.8人であり全国平均37.2人より多い。
 - 令和5年度における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での1,000人当たりのいじめの認知件数は31.0件であり、全国平均57.9件より低い。
 - 令和5年に10～19歳のこども・若者9人が自殺しており、10代から30代までの死因の最多は自殺となっている。
 - 令和5年のインターネット利用に起因する非行少年数は14名、福祉犯の被害少年数は25名に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多い。
- (2) 少子化と人口構成の推移
 - 令和5年の本県の出生数は11,189人であり、概ね婚姻数の減少と並行して減っており、8年連続減の状況。
 - 令和5年の本県の合計特殊出生率は1.47であり、全国の1.20を上回ってはいるが、平成30年以降低下が続いている。
 - 本県の年少人口（0～14歳）の割合は年々減っており、令和5年時点の全人口に占める割合は12.8%であった。
- (3) 少子化の背景
 - 熊本県の50歳時未婚率は上昇傾向にあり、未婚化が進んでいる。
 - 全国と熊本県の平均初婚年齢は上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいる。
 - 全国の夫婦一組当たりの平均出生こども数は漸減しているが、2021年でも1.9人を維持している。
 - こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・育て方がわからない」が最多。
 - 子育てに必要な支援の上位3位は、「働きながら子育てができる環境」「こどもを産み育てていくために必要な資金」「保育・子育てサービスの充実」。
 - 本県における正社員・正職員の育児休業取得状況は、男性が37.2%、女性が99.2%。
- (4) 社会増減関係
 - 本県の社会増減をみると、近年は女性の転出超過が男性を上回っており、20代女性の転出が特に多かった。
 - 本県出身の20～30代男女に県外への転出の理由を尋ねると「魅力的な職場不足」、「交通の不便」、「根強い性別による役割分担意識」などが挙げられた。
 - 若年層が熊本に定着するために充実させてほしいものを県民に尋ねると、社会人の場合は、「子育てをしやすい環境の充実」「企業の魅力向上」「交通環境の利便性向上」の順に高かった。



「こどもまんなか熊本・実現計画」（基本方針編）案の概要②



※中間整理から、パブコメ及びこども未来創造会議等で頂いた御意見を踏まえて下線部分を追記・修正(青字はその他の主な追記部分)。

6. 計画に関する基本的な方針

全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする

こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する

関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う

県民と共に未来を創る

7. 「こどもまんなか熊本」を実現するための施策例（イメージ）

こども施策に関する重要事項			こども施策を推進するために必要な事項
こども・若者がキラキラ輝く社会づくり			
こどものライフステージに応じた支援	こども・若者がキラキラ輝く社会づくり	希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援	こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映（こども未来創造会議の開催／こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備等）
	ライフステージを通じた支援（こども・若者の権利の擁護／地産地消の食育推進やこどもの農林漁業体験の推進など遊びや体験活動の推進／水保病問題等を通じた環境教育の推進／外国人住民のこども・若者への支援／公共交通の利用環境改善／ライフデザイン支援の推進等）	結婚支援（結婚情報の発信／結婚に伴う新生活支援の推進等）	こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援（国への制度改正要望／幼児教育・保育で働くことの良さの情報発信等）
	誕生前から幼児期まで（こども誰でも通園制度の知見共有／病児保育の充実／幼児教育・保育の質向上／幼保小中連携・接続等）	不妊治療等の支援（相談体制・情報提供の強化／企業・団体に対して不妊治療と仕事の両立をしやすい環境の整備の働きかけ等）	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成（こども食堂、地域の学習教室、地域の縁がわ等を通じた地域における子育て応援の気運醸成）
若者の夢が実現できる環境整備	学童期・思春期（ふるさとを愛する心の醸成／安全・安心に過ごせる学校づくり／こどもや保護者の意見を聴取した上での校則の見直し／放課後児童クラブの受け皿整備等）	出産支援と産後等の支援（産後ケアの広域的な利用の検討等）	その他の共通の基盤となる取組み(エビデンスの活用／地域における包括的支援体制の構築・強化／子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信)
	高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み（県内企業の賃上げ実現に向けた生産性向上や価格転嫁の支援等）／魅力的な地域づくり等／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	子育てや教育に関する経済的負担への対応（子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援の継続等）	施策の推進体制等 ・県における推進体制 ・数値目標と指標の設定 ・市町村こども計画の策定促進、市町村との連携（地域間格差のできるだけ縮小）／財政上の措置等
特に支援が必要なこどもへの支援	こどもの貧困対策（それぞれの夢に挑戦できる環境の整備等）	地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築（保護者への親としての学び、こどもへの親になるための学びの推進等）	
	障がい児支援・医療的ケア児等への支援（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援を含む。）	安心して働ける職場環境づくり等（県庁が率先して働き方改革を行った上で安心して働ける職場環境づくりを推進／中小企業・小規模事業者の支援等）	
	児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援	ひとり親家庭への支援（生活支援、子育て支援、就労支援等）	
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み			



8. 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた数値目標／こども・若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標（抜粋）

（数値目標）

- ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒・若者の割合
- ・ 自分には、よいところがあると思うと答えた児童生徒の割合
- ・ 悩みなどを相談できる人がいると答えた児童生徒の割合
- ・ 将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合
- ・ 人が困っているときは、進んで助けると答えた児童生徒の割合
- ・ 人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合

（指標）

- ・ 「いいじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合
- ・ 不登校の児童生徒が、学校内外の専門機関等からの支援を受けている割合

（数値目標）

- ・ 「こどもまんなか熊本」の実現を進めるべきと強く思う県民の割合
- ・ 子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じている県民の割合
- ・ 悩みや子育ての相談などをできる人がいると答えた保護者の割合

（指標）

- ・ 平均初婚年齢、出生数、合計特殊出生率
- ・ 不妊治療をする際に、本人や配偶者、パートナーが不安を感じた人の割合
- ・ 週4日以上保護者と夕食を食べるこどもの割合
- ・ 県庁内の育児休業取得率（男性）、県内の育児休業取得率（男性）
- ・ 父親が育児をよくやっていると答えた母親の割合

（指標）

- ・ こども施策に自分の意見が反映されていると思う学生・生徒の割合
- ・ 保育所等保育士数・幼稚園教諭数・教員数
- ・ 保育士・幼稚園教諭の新規登録者数、教員の新規免許状授与件数
- ・ 保育士・幼稚園教諭・教員の平均的な賃金
- ・ 時間外在校等時間が月45時間以内の公立学校の教職員の割合（県立・市町村立）

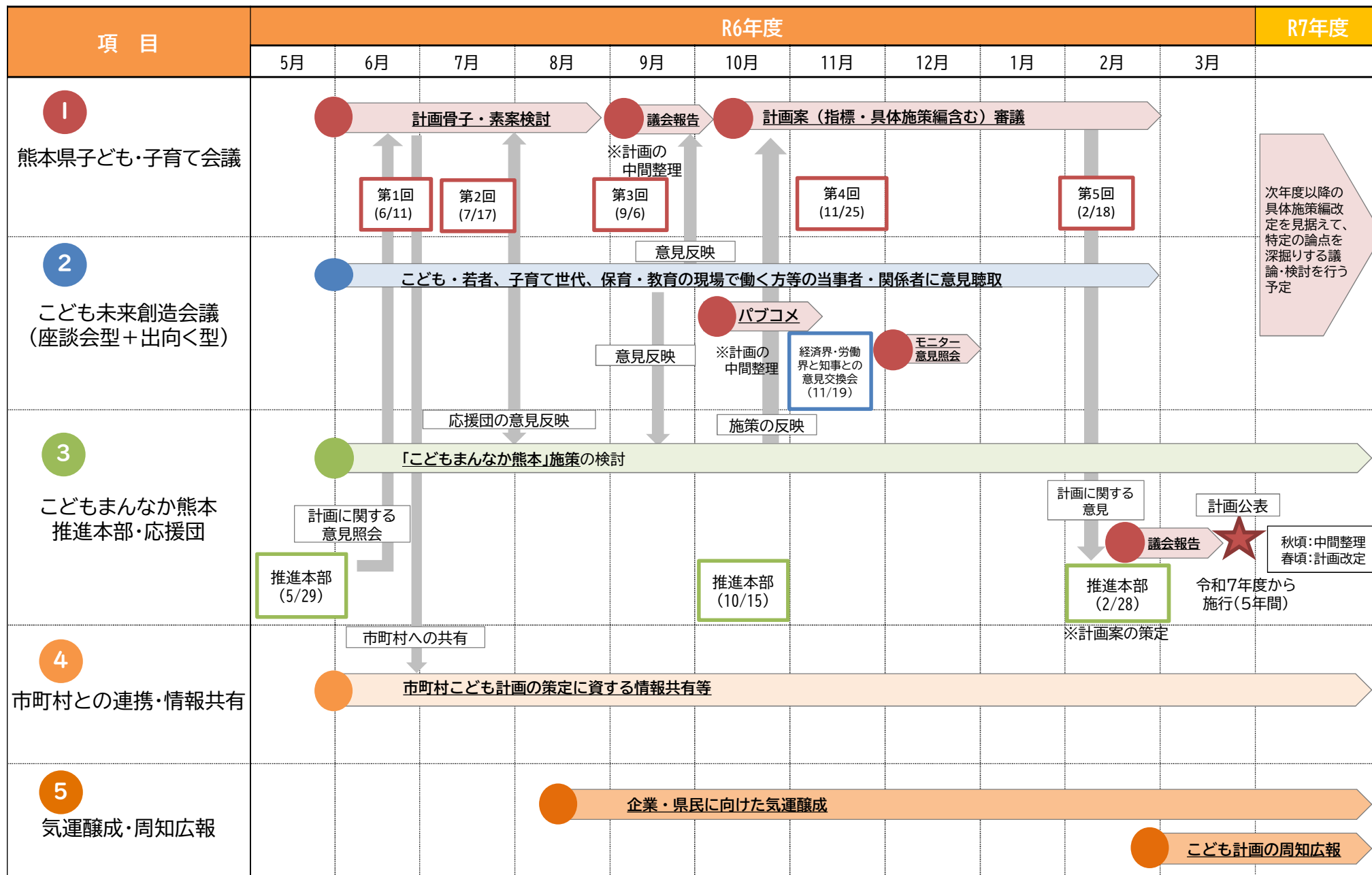
9. 今後の予定

○ 議会報告を経て「こどもまんなか熊本・実現計画」として公表予定。毎年秋頃を目途に具体施策編を中間整理の上、予算要求等に反映し、春頃を目途に改訂版を策定。

令和7年度「こどもまんなか熊本・実現計画」(具体施策編) 案の概要				新	新規事業のみ	拡	取組み事業の一部が新規又は拡充の事業(ゼロ予算含む)	参考資料 1	
重要事項	5年間の主な取組み	令和7年度 主な取組み施策 ※下線部分が新規・拡充の内容 ※関連予算審議中の取組みです						指標(抜粋)	
こどもの ライフ ステージに 応じた支援	ライフステージを通した支援 誕生前から幼児期まで 学童期・思春期	拡	多様な体験の機会づくり		拡	こども誰でも通園制度・病児保育への対応		農林漁業体験の実践事業者数	
		こども向け農林漁業体験の推進、商店街のこどもを主体とした取組みへの助成等						路線バス利用者数	
		拡	グローバル人材育成の推進		拡	いじめ・不登校への対応		高校生に対する性と生にまつわる健康教育の開催回数	
		海外進学・留学に向けた実践的指導等を行う海外チャレンジ塾の実施、 <u>モデル校におけるAIを活用した英語力向上、国際バカロレア教育の導入等</u>						こども誰でも通園制度実施市町村数	
		拡	外国人住民のこども・若者への支援		拡	インクルーシブ教育システムの構築		病児保育施設稼働率	
		モデル地域での日本語指導の教育環境整備、外国籍児童生徒受入れを行う私立教育機関への助成等						不登校を含む児童生徒の校内教育支援センターの利用者数	
若者の夢が 実現できる 環境整備	高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み 魅力的な地域づくり等 相談体制の充実	拡	快適な交通環境づくり		新	魅力ある学校づくり		県立学校施設長寿命化プランに基づく県立学校長寿命化改修事業着手校数	
		交差点改良やバスベイ整備による交通円滑化、菊池南部地域の渋滞緩和に資する公共交通利用促進に取組む団体への経費助成等							
		拡	子育てしやすい住まいづくりの推進		拡	雇用と経済基盤安定のための取組みへの対応		くまもと移住定住・UIJターン就職支援センター登録者におけるUIJターン就職者数	
		県営住宅での子育て世帯向け住戸改善、空き家を子育て世帯向けに改修する市町村への助成						悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援	
		若者に対するブライト企業等の魅力の周知、有業率が低い層が就労するきっかけの創出等						こども・若者総合相談センターでの相談支援、24時間子供SOSダイヤルの運用等	
希望を 叶える 結婚・ 妊娠・ 出産への 支援	結婚支援 不妊治療等の支援 出産支援と産後等の支援	新	結婚支援等の更なる推進のための調査研究		拡	周産期医療体制の充実		結婚支援に取り組む市町村数	
		結婚支援や「よかボス企業」等の在り方の再点検等						女性相談センターでの不妊に関する電話相談・情報提供数	
		拡	ライフデザイン支援		拡	産後ケアの広域体制の整備		妊婦の歯科検診受診率	
		卵巣に残る卵子数を測る検査費用をモデル的に助成し、ライフプランを考えるきっかけを作り、希望する妊娠の実現につなぐ						産後ケア利用率	
		拡	不妊治療の経済的支援の充実						
		補助対象を一般不妊治療と生殖補助医療(先進医療)の選択制化(これまで一般不妊治療に補助)							
あらゆる家 庭のニーズ に応じた 子育て支援	経済的負担への対応 地域や家庭でこどもを育成する 安全・安心な環境の構築 安心して働ける職場環境づくり等 ひとり親家庭への支援	子ども医療費や多子世帯の保育料の軽減		拡	民間企業が取り組む子育てしやすい職場環境づくりの支援		多子世帯子育て支援事業の助成対象児童数		
		子ども医療費助成や多子世帯の保育料軽減を行う市町村に対し引き続き助成金を交付						各発達段階における「親の学び」講座の実施率	
		新	入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善		拡	こどもの居場所づくり		ブライト企業認定数	
		家族が利用できるベッド等や付き添えない時のオンライン通話環境整備の支援						地域の学習教室の開催箇所数・生徒数・市町村数	
		拡	「親の学び」の機会の充実		拡	ひとり親家庭への支援		こどもの居場所の数(こども食堂)	
		教育・福祉の連携により乳幼児健診の機会を活用し、乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」講座等の推進、こどもと家庭と一緒に休める環境整備等							
特に支援が 必要なこ どもへの支援	こどもの貧困対策 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援 自殺対策、犯罪などから守る取組み	拡	県庁が率先して取り組む子育てしやすい職場環境づくり		拡	自殺対策		医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数	
		勤労手当(育児休業サポート分)の新設、テレワーク拡充の本格実施、子の看護休暇の取得要件の緩和等						通学路の防犯カメラの設置と交通安全対策	
		拡	児童虐待の未然防止・早期対応		拡	自殺対策		県警子ども見守り・訪問隊による見守り活動実施箇所数	
		市町村、児童家庭支援センター及び児童相談所の三層構造体制による児童相談体制の充実、児童相談所業務のDXIによる業務効率化等							
		拡	医療的ケア児等の障がい児の支援		拡	通学路の防犯カメラの設置と交通安全対策			
		医ケア児支援センターの設置、人材育成、災害対策等							
施策を推進 するために 必要な事項	当事者・関係者の意見反映 支援する人の確保・育成・支援 気運醸成 その他の共通の基盤となる取組み 施策の推進体制等	「こども未来創造会議」や業界との意見交換の実施		拡	教職員の働き方改革の更なる推進		意見聴取に参加した当事者・関係者の延べ人数		
		「こども未来創造会議」において学童保育等の個別論点を深掘りする意見聴取を実施						保育士再就職支援コーディネーター実績	
		拡	保育人材不足への対応 と不適切な保育への対応		拡	「こどもまんなか熊本」の気運醸成			
		中高生等に対する保育体験講座、専門職による巡回支援、離職保育士等の再就職支援等						市町村等の関係機関との連携、こどもの居場所づくり支援を通じた気運醸成等	

「こどもまんなか熊本」ロードマップイメージ

参考資料2



熊本県社会的養育推進計画の改定（中間見直し）について

子ども家庭福祉課

1 目的

令和4年の児童福祉法改正により、子育て世帯及び養育環境の整備に係る支援の強化や児童の権利擁護の推進に向けて改正された内容等を踏まえ、国から新たに発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」に基づき、令和2年3月に策定した県社会的養育推進計画を見直すもの。

2 計画の主体

熊本県（政令市である熊本市と連携・調整の上、一体的に策定）

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

（令和2年度から令和11年度の10年間のうち後半5年間）

4 計画策定の基本的な考え方

- （1）「家庭養育優先」という児童福祉法の理念を踏まえ、パーマネンシー保障の実現に向けた取組みや里親等委託の推進
- （2）こどもの最善の利益を確保するため、児童福祉に関わる社会資源等の最大限の活用

5 具体的な施策

- （1）当事者であるこどもの権利擁護の取組み
- （2）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み
- （3）市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組み
- （4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み【新設】
- （5）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み
- （6）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
- （7）障害児入所施設における支援【新設】
- （8）社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
- （9）一時保護改革に向けた取組み
- （10）児童相談所の強化等に向けた取組み

6 スケジュール

～11月	12月	1月	2月	3月
ワーキングでの検討 (全3回)	12/11 厚生常任委員会			3/13 厚生常任委員会
検討会議での審議 (全3回)		12/19～1/17 パブリックコメント(意見なし)		改定 公表

熊本市社会的養育推進計画の改定案の概要

1 熊本市社会的養育推進計画の改定の目的等

(1) 計画改定の目的

- ・平成 28 年児童福祉法改正により、こどもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。
- ・令和 4 年の児童福祉法改正により、子育て世帯及び養育環境の整備に係る支援の強化やこどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずることとされたことを踏まえ、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領(令和 6 年 3 月)」に基づき、令和 2 年 3 月に策定した県社会的養育推進計画を見直すもの。

(2) 計画の主体

- ・熊本市
- ※熊本市と連携・調整の上、一体的に策定

(3) 計画期間

- ・令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)まで(令和 2 年度～令和 11 年度の 10 年間のうち後半 5 年間)

(4) 計画の基本的な考え方

- 「家庭養育優先」という児童福祉法の理念を踏まえ、パーマネンシー保障※実現に向けた取り組みや里親等委託の推進
 - こどもの最善の利益を確保するため、児童福祉に関わる社会資源等の最大限の活用
- ※パーマネンシー保障:永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

(5) 計画の重点事項

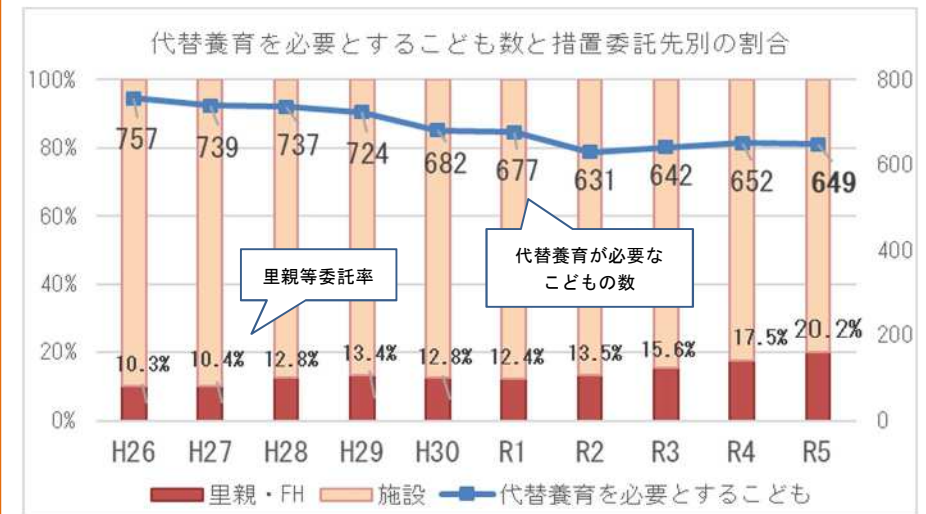
- 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取り組み
- 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み
- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み
- 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み



2 本県の社会的養育の現状

○本県の里親等委託率の状況(県・熊本市合計値)

確実に増加しているものの、本県の児童養護施設のほとんどが、昭和 30 年までに設置され、長らく施設中心の社会的養護が実施されてきた。
また、こどもの最善の利益を考え、里親不調を起こさないよう、里親とのマッチングには慎重に取り組んでいる。



3 代替養育が必要となるこどもの見込みと里親委託率の目標

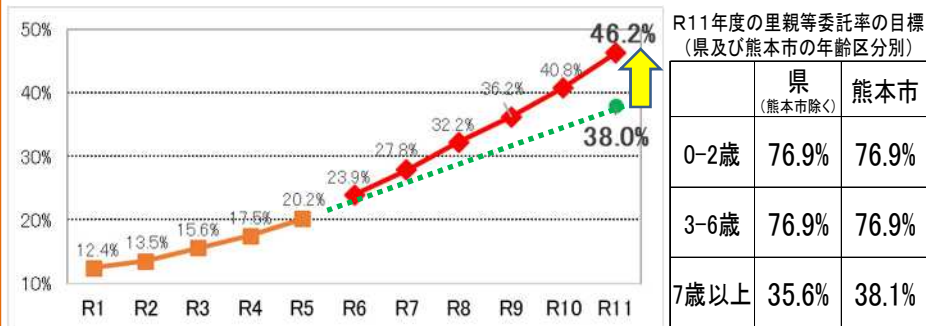
(1) 代替養育が必要となるこどもの見込み

国立社会保障・人口問題研究所の推計データをベースに、代替養育が必要なこどもの現状、潜在的需要を考慮し将来推計を行った。(単位:人)

実績	見込み					
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
649	645	635	626	618	609	600

(2) 里親委託率の目標値

国が定める目標値(乳幼児期 75%、学童期 50%)を念頭に、本県の実情も踏まえ、目標値を見直し、里親等委託の推進に取り組むこととした。



4 具体的な施策

	[課題]	[対応の方向・主な施策]
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取り組み	●措置委託先に関わらず、こどもの権利擁護の仕組みの標準化が必要 ●関係者の理解醸成	○代替養育の措置、変更、継続等の決定の際に、こどもの意見を確認、丁寧な説明の徹底 ○意見聴取等を適切に行うための職員への研修等を実施
(2) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取り組み	●家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底、支援体制構築	○予防的支援策の充実による家庭生活の維持 ○特別養子縁組成立後の支援体制や民間あっせん機関との情報共有について検討 ○児童相談所における適切なケースマネジメント体制の構築
(3) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取り組み	●住民に身近な市町村における「こども家庭センター」の設置促進 ●家庭支援事業等の実施による予防的支援の充実	○母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置促進(R11 年度までに全市町村での設置を目指す) ○家庭支援事業等(予防的支援)の実施や充実を図るための支援 ○市町村と児童家庭支援センターの連携強化
(4) 支援を必要とする妊産婦等への支援に向けた取り組み	●生活に困難を抱える特定妊婦等の適切な把握及び支援	○特定妊婦等を適切に把握、支援につなげるための市町村との連携 ○妊産婦等生活援助事業や助産制度の周知及び利用勧奨
(5) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み	●更なる里親委託率の向上、里親登録者数の増加 ●里親の稼働率、養育力の向上	○家庭的養育の受け皿となる里親・ファミリーホームの確保 ○研修の実施やショートステイ等への里親活用による養育力向上 ○児童相談所と里親支援センター等の連携による里親支援の充実
(6) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み	●ケアニーズの高いこども等に対する個別的・専門的ケア対応 ●専門性を活かした地域の子育て支援機関としての対応	○施設の高機能化及び多機能化・機能転換を推進していくための人材育成・確保に係る支援 ○ショートステイ等の受け皿としての役割を担えるよう、事業主体である市町村との連絡調整等を実施
(7) 障害児入所施設における支援	●できる限り良好な家庭的環境が求められる	○第3期熊本県障がい児福祉計画に基づき、取り組みを推進
(8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み	●退所後の経済的・社会的・精神的な支援が必要	○児童自立生活援助事業等により、措置解除者等に係る自立支援計画に基づく、生活支援や就労支援等の実施
(9) 一時保護改革に向けた取り組み	●開放型での保護を進める中、施設では入所児童と一時保護児童が混在	○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえた体制や環境整備 ○一時保護専用施設の増設の検討
(10) 児童相談所の強化等に向けた取り組み	●児童虐待相談対応件数が増加傾向にある中、相談支援体制の強化、適切な人員配置・育成が必要	○児童相談所・児童家庭支援センター・市町村の三層構造による相談支援体制の強化 ○人員体制・組織整備に向けた関係機関との協議

主な評価指標	現状 (R6.4.1)			R11		
	熊本県(熊本市除く)	熊本市	計	熊本県(熊本市除く)	熊本市	計
こども家庭センター設置市区町村数	33市町村	5区	5区33市町村	44市町村	5区	5区44市町村
里親登録数	160世帯	136世帯	296世帯	349世帯	248世帯	597世帯
里親支援センター設置数	2か所	1か所	3か所	2か所	1か所	3か所
一時保護専用施設の整備施設数	2か所	1か所	3か所	4か所	2か所	6か所
社会的養護自立支援拠点事業実施か所数	県市合同で 1 か所			県市合同で 1 か所		